

1 協議会および実務者会議での主な意見

- 民間事業者が行う合理的配慮の提供の取組状況を把握し、情報共有したらどうか。
- 公共施設や民間事業者と連携して、地域住民の理解につながることを検討してはどうか。
- 障害者差別解消法の法改正や具体的な合理的配慮の対応について、民間事業者や区民の理解が進む取組等を行ってはどうか。
- 民間事業者や区民への周知を拡充してはどうか。

2 障害者差別解消法施行3年後の見直しなど障害者差別解消に係る動向

- 内閣府において法施行3年後の見直しが行われており、障害者政策委員会の置いて議論の上、令和2年6月に意見書が取りまとめられた。これを踏まえ、事業者団体及び障害者団体へのヒアリングが実施された。令和2年12月には「障害者差別解消法の改正に盛り込む事項（案）」として、①事業者による合理的配慮の提供を義務化、②基本方針に定める事項を追加（障害者差別に関する支援措置〔相談体制等〕の拡充を想定）、③障害者差別に関する相談体制の整備として人材の育成及び確保などを明確化、④地域における障害者差別に関する事例等の収集、整理等を明確化、⑤国及び地方公共団体の連携協力に係る責務を追加、が示された。
- 令和3年3月9日、政府は、障害がある人の移動や意思疎通を無理のない範囲で支援する「合理的配慮」を提供するよう、企業に義務付ける「障害者差別解消法改正案」を閣議決定した。施行日は法律の公布から3年を超えない日とし、現時点では未定となっている。

3 令和3年度の主な取組

障害への理解と障害者差別解消法の周知を推進する活動を推進する。

| 区民向けの取組 | 事業者への取組 | 教育機関への取組 | 区職員研修 | 相談事例の蓄積と活用 | 法改正への対応 |
|--|---|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・区役所アトリウム等でのパネル展示の実施 ・障害者差別解消法や障害理解に関する映像等を活用したwebツールやモニター等による啓発の実施 ・民間事業者等との連携による地域住民へ向けた障害理解の啓発の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法や障害特性、基本的な応対等に関する研修や情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者等との連携による小中学校での「ユニバーサルデザイン体験教室」や「障害理解や差別解消についての訪問授業」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修 ・新任管理職研修 ・職員および委託事業者研修 ・庁内ネットワークを活用した研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・区における相談事例、障害者相談員等が受けた相談事例等の収集 ・障害者差別解消支援地域協議会での報告、協議 ・収集、協議した内容の庁内ネットワーク等での情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の改正内容の分かりやすい周知 ・障害者差別解消支援地域協議会による対応の検討 ・地域における障害者差別に関する事例等の収集、対応の検討 |